

感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針

株式会社オフィスクラタ

PIECE グループ

令和 6 年 4 月 1 日作成

1. 感染対策に関する目的と基本的考え方

利用者、職員が集団で活動する放課後等デイサービスでは、感染症がひろがりやすい状況にあります。そのことを職員一人ひとりが認識し、集団感染や感染症・食中毒などを起こさないように普段から衛生面にも十分気を付ける必要がある。

このような前提に立ち、当事業所では、感染症を予防する体制を整備し、平常時から対策を実施するとともに、感染発生時には感染拡大防止することを目的に、本指針を定め、迅速かつ適切な対応を図る。

2. 対策のための委員会に関する基本方針

1 感染対策委員会の設置

感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止に努める観点から、「感染対策委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

2 目的

- ・事業所の課題を集約し、感染対策の方針・計画を定め実践を推進する
- ・決定事項や具体的対策を事業所全体に周知するための窓口となる
- ・事業所における問題を把握し、問題意識を共有・解決する場となる
- ・感染症が発生した場合、指揮の役割を担う

3 委員会の構成員とその役割

- ・委員会の委員長は、代表取締役 倉田 洋志とする
- ・委員会の構成員は、管理者および児童発達支援管理責任者、感染対策担当者
とし、必要に応じて職員及び専門家に参画を依頼する
- ・必要に応じて、協力医療機関の医師や保健所等に助言を仰ぐ

4 感染対応策委員会の開催

委員会は委員長が招集し、概ね3か月に1回以上の定期会議、感染症が流行する時期等を勘案して必要時に臨時会議を開催する。結果については職員等に周知する。

3.感染対策のための職員に対する研修に関する基本方針

全ての職員に対して、感染対策の基礎的内容等の適切な知識の普及・啓発をするとともに、事業所における指針に基づき、衛生管理の徹底や衛生的な支援を行うため、年2回以上の研修・訓練を実施する。

また、新規採用者には、採用時に研修を行う。

4.感染症の発生状況の報告に関する基本方針

感染症の発生状況を把握するために、医療関連感染および感染発生の状況の把握を行う。また、感染拡大をいち早く特定し、迅速な対応がなされるよう、感染に関わる情報管理を適切に行う。発生時は委員会が中心となり、発生の原因の究明、改善策の立案、実施を行う。その内容については、感染対策委員会で報告する。

5.感染発生時の対応に関する基本方針

障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアル 通所系マニュアルに沿って手洗いの徹底、個人防護用具の使用など感染対策に常に努める。疾患及び病態などに応じて感染経路別予防策 接触感染、飛沫感染、空気感染 を追加して実施する。報告が義務付けられている病気が特定された場合には、速やかに保健所に報告する。特定の感染症が集団発生した場合、保健所などと連携を図り対応する。

1 平常時の対策

- ・ 施設内の衛生管理(救急箱やマスク、消毒用アルコール、ビニール手袋等の衛星用品の整備、換気・空気清浄機の設置など環境の整備)
- ・ 支援にかかる感染症対策(標準的な予防策)
- ・ 手洗いの基本

2 発生時の対応

- ・ 事業所内で感染症が発生した場合は、発生状況を正しく把握し、必要に応じて医療機関や保健所、関係機関への連絡を行うとともに、消毒や感染経路の遮断に努める。事業所はその内容及び対応について全職員に周知する
- ・ 感染症またはそれが疑われる状況が発生した際には、利用者の状態や実施した措置などを記録する
- ・ 感染拡大の防止について、行政・保健所からの指示に従い、協議する
- ・ 他事業所や関連機関と情報を共有し、連携して感染の広がりを抑制する。また、情報を外部に提供する際や事業所として公表する際には、個人情報の取り扱いに十分な注意

を払う

6.当該指針の閲覧について

当該指針は、利用者及び家族等が閲覧できるようにホームページに公表する。